■ 一時払い終身保険を掛ける人の相続税シミュレーション

相続財産のうちで被相続人が亡くなったことにより受け取った生命保険金は、法定相続人1人あたり500万円まで非課税となり相続税が課税されません。

このため法定相続人が 3 人で相続財産として生命保険金を 2,000 万円受け取った場合、1,500 万円までは相続税が非課税となるため相続税が課税されるのは 500 万円になります。

生命保険には、定期保険や終身保険のように少ない保険料で死亡保険金が支払われるものと、一時払い終身保険のように保険料を一時に支払いその支払った保険料を死亡保険金として受け取るものがあります。

このうち一時払い終身保険は、保険料の 2,000 万円を一時に支払い、死亡したときに同じ 2,000 万円相当額を死亡保険金として受け取ることになります。

これに対して通常の終身保険では、加入する人の年齢や健康状態により同じ2,000万円の死亡保険金でも安い保険料で加入することができます。

また一時払い終身保険は、一時払いした保険料が死亡保険金として支払われる商品のために利回りはほとんど期待できません。保険料の金額で証券会社から投資信託などを購入したほうが利回りは高くなることがあります。よって一時払い終身保険は、支払ってから亡くなるまでが長期間となった場合は利回り分の損失が生じる可能性があります。

一時払い終身保険を受取った場合に相続税がいくら減少するかは、法定相続人の数と相続財産の総額および債務と葬式費用の金額によって違ってきます。

このため、一時払い終身保険を掛ける前の法定相続人の数と相続財産のデータと、死亡保険金を受け取ったときの相続財産のデータから相続税シミュレーションにより相続税がいくら減少するかを試算することになります。この相続税シミュレーションにより、一時払い終身保険を掛ける場合に減少する相続税と、同じ金額を他の金融商品で運用した場合の利回りを比較することができます。

■ 「路線価計算表ソフト」と「相続税試算表ソフト」の注意事項

「相続税試算表ソフト」は、相続人と法定相続分、相続財産と債務・葬式費用、相続税の税額控除のデータから相続税を試算します。

「相続税試算表ソフト」には、税務署の「相続税の申告のしかた(平成26年分)」のデータがサンプルとして入力してあります。税務署の手引きからデータの入力方法を確認した後に、新規にデータ入力する場合は[データの削除]ボタンよりサンプルデータを削除してください。

「路線価計算表ソフト」は不整形地、無道路地や広大地など評価方法が複雑で評価額の減額が大きい土地の計算には対応していません。

「相続税試算表ソフト」は小規模宅地等の特例を適用できる相続人の判定や、配偶者の税額軽減を最も有利に適用しているかの判定はできません。

このため実際の財産評価と相続税申告書の作成では、公認会計士や税理士などの税務の専門家や税務署の税務相談室で相談してください。

「路線価計算表ソフト」と「相続税試算表ソフト」は、税制改正による財産評価と相続税の計算誤りを防ぐために有効期限が設定してあります。

平成 27 年版ファイルの有効期限は平成 28 年 12 月 31 日になっていますので、有効期限の経過後はこのソフトの使用はできません。

このソフトは、この本の内容に対応して平成27年版を公開していますが、平成28年以降のソフトの利用とファイルのダウンロードを保証するものではありません。

■ 一時払いの終身保険を掛ける人のデータ

- 一時払いの終身保険を掛ける前の相続財産のデータから、課税される相続税をシミュレーションします。
- 被相続人と相続人、相続財産、債務と葬式費用のデータ
- 法定相続人のデータ

被相続人	伊藤太郎	父			
法定相続人	伊藤一郎	長男	同居	法定相続分	3分の1
	伊藤二郎	次男	別居(持家)	法定相続分	3分の1
	高橋幸子	長女	別居(借家)	法定相続分	3分の1

法定相続人以外に遺言による遺贈で財産を取得する人はいません。 法定相続人には、未成年者と障害者の人はいません。 次男は別居で、自宅を購入して住んでいます。

○ 相続財産と債務・葬式費用のデータ

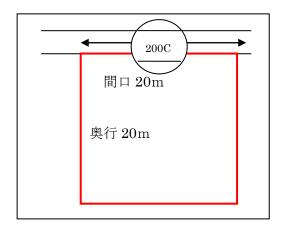
財産と債務	細目·価額	評価額	相続する人
土地	自宅の宅地 400 ㎡	路線価は1㎡当たり 200,000円	長男
家屋	自宅の家屋 200 m ²	固定資産税評価額 15,000,000 円	長男
有価証券	株式 T自動車 8,000,000円	現在の株価より	長男
	株式 S鉄道 7,000,000円		次男
	株式 M電気 5,000,000円		長女
現金・預貯金	現金 1,000,000円		長男
	定期 M銀行 40,000,000 円	現在の定期預金残高	長男 20,000,000 円
		(解約利息は加算なし)	次男 20,000,000 円
	定期 J信金 30,000,000円		次男 15,000,000 円
			長女 15,000,000 円
家庭用財産	家財一式 1,000,000円	書画や貴金属なし	長男
その他	ゴルフ会員権 1,800,000円	取引相場の 70%	長男
債務	借入金 5,000,000 円	未払の税金、医療費なし	長男
葬式費用	葬儀費用 1,000,000円	葬儀費用は推測による	長男

配偶者と子供に3年以内に贈与された暦年課税の贈与財産はありません。子供と孫に相続時精算課税を選択している人はいません。

■ 路線価計算表ソフトで土地の評価明細書を作成する

○ 自宅の土地の路線価による評価額の計算

自宅の土地の路線価の $1 \, \text{m}^2$ 当たりの評価額を国税庁ホームページで調べてから、路線価方式による土地の評価額の計算をします。



地区区分 普通商業・併用住宅 面積 $20m \times 20m = 400 m^2$

評価額 200,000 円 (路線価) \times 1.00 (奥行価格補正率) = 200,000 円

200,000 円 × 400 m² = 80,000,000 円

○ 路線価計算表ソフトへのデータ入力

	土地及び土地の権利データ(路線価方式)
資産番号 1 埼玉県さいたま	ま市
土地・所有者等のデータ(地門・路線価等のテ	データ 自用地1m当たりの価額 総額計算による評価額
他 目	■ 路線価のデータを変更した場合には、不整形地、無道路地、 容積率の計算は必ず再計算して下さい。
200,000	制方
間口距離 m 20.00 実行距離 m 20.00 利用区分 自用地	▼ 平成18年分以降の調整率表で計算します。
地区区分 普通商業·併用住宅地[区 ▼ 利用区分と地区区分は必ず入力して下さい。
借地權割合% 借家權割合%	借地權割合 490% B80% C70% D80% E50% F40% G30% 信家權割合は90% (大阪国稅局管内の一部は40%)
賃貸部分の床面積 ml 家屋の床面積の合計 ml	資家建付地、資家建付借地、借家人の有する権利で 一部資付けている場合は採面積を入力して下さい。
	保 存 クリア キャンセル
	14 1 1 7 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

- ▼ 路線価のデータを入力 (「地目・路線価等のデータ」タブより)
- ・「地目」は▽ボタンのリストから「宅地」を選択します。
- ・「地籍」に「400.00」と入力します。
- ・「路線価の正面」に「200,000」と入力します。
- ・「間口距離」に「20.00」と入力します。
- ・「奥行距離」に「20.00」と入力します。
- ・「利用区分」は▽ボタンのリストから「自用地」を 選択します。
- ・「地区区分」は▽ボタンのリストから「普通商業・ 併用住宅地区」を選択します。



▼ 自用地の評価額の計算 (「自用地 1 ㎡当たりの価額」タブより)

この入力画面から、所有している土地の路線価データから自用地としての評価額を自動計算します。

- ・一路線に面する土地の 1 m^2 当たりの自用地の評価額 に「400,000」と表示されます
- ・自用地の評価額に面積を乗じて自動計算された金額の「80,000,000」が表示されます。

○ 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第1表)

「路線価計算表」ソフトのメインメニューの「明細書の表示」ボタンから「土地及び土地の上に存する権利の 評価明細書」の表示用シートに移動できます。

		被相続人	平成27年分	~-:
(住居表示	(商左地) 埼	注 注明さいたま市 住 使田園(所在)	72.1	
所在地	采 松工川 さいたま古 ^{別 有 白} 正 夕	使用者 氏 氏 (法人:	名	_
地	目 地積 路 線	価		
)宅地 田 畑 山林	雑種地 円 円 円	側 方 裏 面 円 円 形図及		
日口距離	20.00 用 貸家建付地 転借権 区 繁華街	業地区 中小工場地区 参 地区 大工場地区 考		
具行距離	m 区 借地権 借家人の有する権利 区 分 普通商 私道 [] 20.00 八 空物供給性 40.5m(付)(株) 八 日本 1.5m(付)(株) 八 1.5m(付)(株) 八 日本 1.5m(付)(未) 日本 1.5m(付)(未	業・併用住宅地区 項		
	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率) 200,000 円× 1.00		(1㎡当たりの価額) 円 200,000	Α
自	2 二路線に面する宅地 側方 路線価 補正率 裏面 B 線価 補正率 円×	側方 二方 路線影響加算率)	(1㎡当たりの価額) 円	В
用	3 三路線に面する宅地 側方 路線価 奥行価格 裏面 補正率	側方 出京 路線影響加算率	(1㎡当たりの価額) 円	С
地 1	円+(円× × 4 四路線に面する宅地 裏面 側方 裏面 路線価 補正率 単行価格 補正率) 側方 二方 路線影響加算率	(1㎡当たりの価額) 円	D
平	円+(円× × 5-1 間口が狭小な宅地等 間口狭小 奥行: (AからDまでのうち該当するもの) 補正率 補正:		(1㎡当たりの価額) 円	E
方	円 × (× 5-2 不 整 形 地 (不整形地補ご((Aからりまでのうち該当するもの) (不整形地補ご)	(1㎡当たりの価額) 円	
۶ ۱	円 × ※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離)(想定整形地の奥行距離)) (想定整形地の地積) mi		F
٢		想定整形地の地積)(かげ地割合) ㎡ = %		
ル当	× = (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) × =	① ①、②のいずれか低い率、0.6を限度とする		
	6 無 道 路 地 (F)	*	(1㎡当たりの価額) 円	_
たり	円 × (1 − ※割合の計算(0.4を限度とする。) (正面路線価)(通路部分の地積) (F) (F)) (評価対象地の地積) × mř)=		G
Ø	7 がけ地等を有する宅地 [南 東 (AからGまでのうち該当するもの) (がけ地補正	[西 北]	(1㎡当たりの価額) 円	Н
価	円× 8 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (控除割合(少数点以下3位未満四捨五入))	(1㎡当たりの価額) 円	I
額	円×(1- 9 私 道 (AからIまでのうち該当するもの))	(1㎡当たりの価額) 円	J
自評用	田× 0.3 自用地1平方メートル当たりの価額 地 (AからJまでのうちの該当記号) 地	積 総 (自用地1㎡当	額 たりの価額)×(地積)	v
価	(A) 円	m²	円	K

自宅の土地は 330 m まで小規模宅地等の特例を適用できます。 (平成 27 年 1 月以後)

小規模宅地等の特例を適用する 330 ㎡の評価計算 200,000 円 \times 330 ㎡ = 66,000,000 円 66,000,000 円 \times 0.8) = 13,200,000 円

小規模宅地等の特例を適用されない 70 ㎡の評価計算 200,000 円 \times 70 ㎡ = 14,000,000 円

評価額の合計額 13,200,000 円 + 14,000,000 円 = 27,200,000 円

長男が取得した自宅の土地の評価額 27,200,000 円 (小規模宅地等の特例の適用後の金額) を、「土地・土地の権利の明細書」の相続税評価額の長男欄に入力します。

■ 一時払いの終身保険を掛けない場合の相続税の計算

一時払いの終身保険を掛けない場合の相続人と法定相続分、相続財産と債務・葬式費用のデータを入力して各相続人の相続税をシミュレーションします。

■ 被相続人と相続人および法定相続分データの入力



被相続人のデータを入力します。 (「被相続人データ」タブより)

被相続人(死亡した人)の氏名、 フリガナ、生年月日、年齢、住所、 職業を入力します。

			被相続人·相続人		X						
被相続人デ	被相続人データ [相続人氏名データ] 法定相続分データ										
氏 名	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子								
フリガナ											
生年月日	S48.09.17	\$50.03.24	S52.3.14								
年 齢	67										
郵便番号											
住所											
電話番号											
職業											
続柄	****	▼ 次男	長女	•	•						
取得原因	相続	▼ 相続	▼ 相続	•	•						
					保 存 キャンセル						
				_	11 11 11 11						

相続人のデータを入力します。 (「相続人氏名データ」タブより)

法定相続人や遺贈を受けた人の氏名、フリガナ、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、職業などを入力します。

(フリガナや生年月日、郵便番号 と住所の入力は省略できます)



法定相続分のデータを入力します。 (「法定相続分データ」タブより)

長男の法定相続分 1/3 次男の法定相続分 1/3 長女の法定相続分 1/3 を入力します。

各相続人の法定相続分の合計は 1 になります。

■ 土地・土地の権利の明細書データの入力



土地の明細と時価評価額のデータ を入力します。(「土地・土地の権 利」タブより)

200,000 円 × 330 m² = 66,000,000 円

200,000 円 × 70 ㎡ = 14,000,000 円



取得した相続人と相続税評価額の データを入力します。(「相続税評 価額」タブより)

長男が取得した自宅の土地の評価額 13,200,000 円 (小規模宅地等の特例の適用後の金額) と特例を適用しない 14,000,000 円を「土地・土地の権利の明細書」の相続税評価額の配偶者欄に入力します。

■ 家屋・構築物の明細書データの入力



家屋の明細と時価評価額のデータ を入力します。(「家屋・構築物」 タブより)

听在地	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子			
埼玉県さいたま市	15,000,000	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
 	の金額で入力して下	さい。貸家は借	家権割合を減額	した金額で入力	してください。	

取得した相続人と相続税評価額の データを入力します。(「相続税評 価額」タブより)

長男の氏名と所在地の欄に相続税 評価額の「15,000,000」を入力し ます

■ 有価証券・債権の明細書データの入力



有価証券の明細と時価評価額のデータを入力します。(「有価証券・債権」タブより)

社名・銘柄等	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子			
T自動車	8,000,000	0	0	0	0	
S鉄道	0	7,000,000	0	0	0	
M電気	0	0	5,000,000	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
引相場のない株式は「配当還	記元方式」または「	その他の方式」	で評価した金額	を入力します。		

取得した相続人と相続税評価額の データを入力します。(「相続税評 価額」タブより)

長男と株式の欄に「8,000,000」と 入力します。

次男と株式の欄に「7,000,000」と 入力します。

長女の株式の欄に「5,000,000」と 入力します。

■ 現金・預貯金等の明細書データの入力



現金や普通預金、定期預金、定期 積金などの預金残高のデータを入 力します。

「預貯金区分」は▽ボタンのリストから現金または定期預金を選択します。

暦年課税の贈与を実行前の預貯金残高を入力します。

入力する定期預金のデータは、長男が 20,000,000 円、次男が 35,000,000 円、長女が 15,000,000 円になります。

■事業用財産・家庭用財産の明細書データの入力



事業用の機械や商品などの事業用 財産、家庭用の財産のデータを入 力します。

長男と家庭用財産等の欄に 「1,000,000」を入力します。

■ その他の財産の明細書データの入力



生命保険金や死亡退職金、ゴルフ 会員権、電話加入権、書画骨とう 品などのデータを入力します。

用区分・銘柄等	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子			
ゴルフ会員権	1,800,000	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
命保険金と退職手当金は非課税	説限度額を差し引	いた後の金額で	相続税評価額を	入力します。		

ゴルフ会員権の 1,800,000 円は、 長男が取得するものとして「その 他の財産の明細書」の相続税評価 額の長男欄に入力します。

■ 債務・葬式費用の明細書データの入力



金融機関からの借入金、税金や医療費の未払金、不動産賃貸業の敷金などのデータを入力します。

○「第15表 相続財産の種類別価額表」

第1	5表 相続財産の種	類別価額表	税制改正後		相続税試算表	平成27年1月	以降版
		(各人の合計)	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
	田						
土	畑						
	宅 地	27, 200, 000	27, 200, 000				
	山 林						
地	その他の土地						
	計	27, 200, 000	27, 200, 000				
	うち特価常価額						
	農地等 農業投資価格						
家屋	・構築物	15, 000, 000	15, 000, 000				
事	機械器具他減価償却						
業	商品製品農産物						
用	売 掛 金						
財	その他の財産						
産	計						
	特定同於配当還元方式						
有	会社株式その他方式						
価	その他の株式	20, 000, 000	8, 000, 000	7, 000, 000	5, 000, 000		
証	公債及び社債						
券	証券投資信託等受益						
	計	20, 000, 000	8, 000, 000	7, 000, 000	5, 000, 000		
現金	・預貯金等	71, 000, 000	21, 000, 000	35, 000, 000	15, 000, 000		
家庭	用財産等	1,000,000	1,000,000				
そ	生命保険金等						
の	退職手当等						
他	立木						
財	その他	1, 800, 000	1,800,000				
産	計	1,800,000	1,800,000				
合	計	136, 000, 000	74, 000, 000	42, 000, 000	20, 000, 000		
相続	時精算課税財産						
	産等の価額	42, 200, 000	42, 200, 000				
特定	同族会社株式のうち猶 象株式の80% 他の株式のうち猶予対						
	他の株式のうち猶予対 式の80%						
債	债 務	5, 000, 000	5,000,000				
務	葬 式 費 用	1,000,000	1,000,000				
等	合 計	6,000,000	6,000,000				
差引	純資産価額	130, 000, 000	68, 000, 000	42, 000, 000	20, 000, 000		
暦年	課税贈与財産						
課税	1000円未満切 捨て)	130, 000, 000	68, 000, 000	42, 000, 000	20, 000, 000		

STEP1 相続税の課税価格の計算

相続税の遺産総額の合計額は 13,600 万円になります。

長男 相続財産は土地 2,720 万円、家屋 1,500 万円、株式 800 万円、預貯金 2,100 万円、家庭用財産 100 万円、その他 180 万円 = 7,400 万円

次男 相続財産は株式 700 万円、預貯金 3,500 万円 = 4,200 万円 長女 相続財産は株式 500 万円、預貯金 1,500 万円 = 2,000 万円

相続財産から債務と葬式費用を差し引きます。

長男 7,400 万円 - 債務 500 万円 - 葬式費用 100 万円 = 6,800 万円

課税価格の合計額の 13,000 万円の内訳は、長男は 6,800 万円、次男は 4,200 万円、長女は 2,000 万円になります。

○「第2表 相続税の総額の計算書」

第2表 相続税の総額の計算書

相続税試算表 平成27年1月以降版

①課税価格の合計額	②遺産	に係る	基礎控除額	③課税遺産総額			
第1表より 13	0, 000, 000	3, 000	3,000万+(600万×				82, 000, 000
第3表より			3) = 48,000,000				
法定相続人		法定相続分 第1表の相続税の総額の計算			第3表の相続税の総額の計算		
氏 名	続 柄	相続	法定 相続 (分母)	取得金額	総額基礎税額	取得金額	総額基礎税額
伊藤一郎	長男	1	3		3, 599, 950		
伊藤二郎	次男	1	3	27, 333, 000	3, 599, 950		
高橋幸子	長女	1	3	27, 333, 000	3, 599, 950		
法定相続人の数	3	合計	正	相続税の総額	10, 799, 850	相続税の総額	

STEP2 相続税の総額の計算

基礎控除額 3,000 万円 +600 万円 \times 3 (法定相続人の数) = 4,800 万円

相続税の課税遺産総額 課税価格の合計額 13,000 万円 - 基礎控除額 4,800 円 = 8,200 万円

課税遺産総額8,200万円を、各相続人の法定相続分に応じて相続税額を計算してから合計します。

長男の法定相続分は 1/3 で 2,733.3 万円 次男の法定相続分は 1/3 で 2,733.3 万円 長女の法定相続分は 1/3 で 2,733.3 万円

長男 2,733.3 万円×15%-50 万円=359.995 万円 (相続税の速算表より)

次男 2,733.3 万円×15%-50 万円=359.995 万円

長女 2,733.3 万円×15%-50 万円=359.955 万円

相続税の総額

長男 359.995 万円+次男 359.995 万円+長女 359.995 万円=1,079.985 万円

平成27年1月以降の相続税の速算表

区分	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	0 円
3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円
1億円以下	30%	700 万円
2億円以下	40%	1,700 万円
3億円以下	45%	2,700 万円
6億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

○「第1表 相続税の申告書」

第1表 相続税の申告書

相続税試算表 平成27年1月以降版

被相続人	氏 名 伊藤太郎		税制改正後			
12 17 7元 八	相続年月日	H27. 10. 10				
		1				
	氏 名	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
相 続 人	続 柄	長男	次男	長女		
和 松 八	取得原因					
	4×1寸/水凸	相続	相続	相続		

		(各人の合計)	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
取得	昇財産の価額	136, 000, 000	74, 000, 000	42,000,000			
相続時精算課税分贈与財							
債務	・ 葬式費用	6,000,000	6,000,000				
純資	資産価額	130, 000, 000	68, 000, 000	42, 000, 000	20, 000, 000		
暦年	=課税分贈与財産価額						
課移	· 任額	130, 000, 000	68, 000, 000	42, 000, 000	20, 000, 000		
法定	E 相続人数	3				<u> </u>	
基磷	性控除額	48, 000, 000					
相紛	売税の総額	10, 799, 800					
_	あん分割合		0. 52307692	0. 32307692	0. 15384615		
般		1.00000000	0. 52300000	0. 32300000	0. 15400000		
		あん分割合調整					-
	算出税額	10, 799, 799	5, 648, 295	3, 488, 335	1, 663, 169		
納稅	2猶予の算出税額						
税額	頁の2割加算金額						
	曆年課税分贈与税額						
税	配偶者税額軽減						
額	未成年者控除額						
控	障害者控除額						
除	相次相続控除額						
	外国税額控除額						
	計						
差引	税額	10, 799, 799	5, 648, 295	3, 488, 335	1, 663, 169		
相紛	克時精算課税分贈与税						
小計	t	10, 799, 600	5, 648, 200	3, 488, 300	1,663,100		
農地等納税猶予税額							
株式等納税猶予税額							
山材	* 等納税猶予税額						
納付	けすべき税額	10, 799, 600	5, 648, 200	3, 488, 300	1,663,100		
還付	けされる税額						

あん分割合を 入力すること ができます。

STEP3 相続人の納付税額の計算

相続税の総額を、各相続人の実際の分割割合に応じて按分計算します。

長男 1,079.98 万円×6,800 万円÷13,000 万円=564.82 万円 次男 1,079.98 万円×4,200 万円÷13,000 万円=348.83 万円 長女 1,079.98 万円×2,000 万円÷13,000 万円=166.31 万円

各相続人の納付税額は下記のようになります。

長男の納税額 = 5,648,200 円 次男の納税額 = 3,488,300 円 長女の納税額 = 1,663,100 円

■ 一時払いの終身保険を掛ける場合の相続税の計算

一時払い終身保険を掛ける場合は、長男が取得する予定の現金 2,000 万円を生命保険会社に支払うものとします。被相続人が死亡した時には、生命保険金として長男に 2,000 万円が支払われるとすると、生命保険の非課税限度額となる 1,500 万円を差し引いて長男に課税される相続財産は 500 万円になります。

■ 現金・預貯金等の明細書データの入力



一時払い終身保険を掛ける場合の、 被相続人の預貯金データを入力し ます。

相続財産から長男の預貯金の 20,000,000 円が減少することにな ります。

よって入力する定期預金のデータは、長男が0円、次男が35,000,000円、長女が15,000,000円になります。

■ その他の財産の明細書データの入力



生命保険金や死亡退職金、ゴルフ 会員権、電話加入権、書画骨とう 品などのデータを入力します。

死亡保険金の課税額の計算 死亡保険金の非課税限度額は、 「500万円×法定相続人の数」に なりますので、長男、次男、長女 の3人分の計算になります。

ルフ会員権	1 000 000				
	1,800,000	0	0	0	0
生命 一時払い終身保険	5,000,000	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

生命保険金の受取額20,000,000円 -非課税限度額 15,000,000円 (5,000,000円×3人)= 5,000,000円

死亡保険金の非課税限度額控除後の 5,000,000 円は、長男が取得するものとして「その他の財産の明細書」の相続税評価額の長男欄に入力します。

○「第15表 相続財産の種類別価額表」

第1	5表 相続財産の種	類別価額表	税制改正後		相続税試算表	平成27年1月	以降版
		(各人の合計)	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
	田						
土	畑						
	宅 地	27, 200, 000	27, 200, 000				
	山 林						
地	その他の土地						
	計	27, 200, 000	27, 200, 000				
	うち特価常価額						
	農地等 農業投資価格						
家屋	構築物	15, 000, 000	15, 000, 000				
事	機械器具他減価償却						
業	商品製品農産物						
用	売 掛 金						
財	その他の財産						
産	計						
	特定同点配当還元方式						
有	会社株まその他方式						
価	その他の株式	20, 000, 000	8,000,000	7, 000, 000	5, 000, 000		
証	公債及び社債						
券	証券投資信託等受益						
	計	20, 000, 000	8,000,000	7, 000, 000	5, 000, 000		
現金	・預貯金等	51, 000, 000	1,000,000	35, 000, 000	15, 000, 000		
家庭	用財産等	1,000,000	1,000,000				
そ	生命保険金等	5, 000, 000	5, 000, 000				
の	退職手当等						
他	立木						
財	その他	1, 800, 000	1,800,000				
産	1	6, 800, 000	6, 800, 000				
台	計	121, 000, 000	59, 000, 000	42, 000, 000	20, 000, 000		
相続	時精算課税財産						
不動	産等の価額	42, 200, 000	42, 200, 000				
特定予封	同族会社株式のうち猶 象株式の80%						
その象件	象株式の80% 他の株式のうち猶予対 式の80%						
	债 務	5, 000, 000	5, 000, 000				
務	葬 式 費 用	1,000,000	1,000,000				
等	合 計	6,000,000	6,000,000				
差引	純資産価額	115, 000, 000	53, 000, 000	42, 000, 000	20, 000, 000		
暦年	課税贈与財産						
課税	(1000円未満切拾て)	115, 000, 000	53, 000, 000	42, 000, 000	20, 000, 000		

STEP1 相続税の課税価格の計算

相続税の遺産総額の合計額は 12,100 万円になります。

長男 相続財産は土地 2,720 万円、家屋 1,500 万円、株式 800 万円、預貯金 100 万円、家庭用財産 100 万円、その他 680 万円 = 5,900 万円

次男 相続財産は株式 700 万円、預貯金 3,500 万円 = 4,200 万円 長女 相続財産は株式 500 万円、預貯金 1,500 万円 = 2,000 万円

相続財産から債務と葬式費用を差し引きます。

長男 5,900 万円 - 債務 500 万円 - 葬式費用 100 万円 = 5,300 万円

課税価格の合計額の 11,500 万円の内訳は、長男は 5,300 万円、次男は 4,200 万円、長女は 2,000 万円になります。

○「第2表 相続税の総額の計算書」

第2表 相続税の総額の計算書

相続税試算表 平成27年1月以降版

①課税価格の合計額			②遺産に係る基礎控除額			③課税遺産総額		
第1表より	115,	000,000	3, 000	万+(6	00万×			67, 000, 000
第3表より) =	48, 000, 000		
法定相続人			法定相続分 第1表の相続税の総額の計算			第3表の相続税	の総額の計算	
氏 名		続 柄	相続	法定 相続 (分母)	取得金額	総額基礎税額	取得金額	総額基礎税額
伊藤一郎		長男	1	3	22, 333, 000	2, 849, 950		
伊藤二郎		次男	1	3	22, 333, 000	2, 849, 950		
高橋幸子		長女	1	3	22, 333, 000	2, 849, 950		
法定相続人の	数	3	合計	正	相続税の総額	8, 549, 850	相続税の総額	

STEP2 相続税の総額の計算

基礎控除額 3,000 万円 + 600 万円 \times 3 (法定相続人の数) = 4,800 万円

相続税の課税遺産総額 課税価格の合計額 11,500 万円 - 基礎控除額 4,800 円 = 6,700 万円

課税遺産総額6,700万円を、各相続人の法定相続分に応じて相続税額を計算してから合計します。

長男の法定相続分は 1/3 で 2,233.3 万円 次男の法定相続分は 1/3 で 2,233.3 万円 長女の法定相続分は 1/3 で 2,233.3 万円

長男 2,233.3 万円×15%-50 万円=284.955 万円 (相続税の速算表より)

次男 2,233.3 万円×15%-50 万円=284.955 万円

長女 2,233.3 万円×15%-50 万円=284.955 万円

相続税の総額

長男 284.955 万円+次男 284.955 万円+長女 284.955 万円=854.985 万円

平成27年1月以降の相続税の速算表

区分	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	0 円
3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円
1億円以下	30%	700 万円
2億円以下	40%	1,700 万円
3億円以下	45%	2,700 万円
6億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

○「第1表 相続税の申告書」

第1表 相続税の申告書

相続税試算表 平成27年1月以降版

	被相続人	氏 名	伊藤太郎		税制改正後		
	饭 怕 杌 八	相続年月日	H27. 10. 10				
			1				
		氏 名	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
	相続人	続 柄	長男	次男	長女		
		取得原因					
		以付尿囚	相続	相続	相続		

_						
		(各人の合計)	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子	
取得財産の価額		121, 000, 000	59, 000, 000	42,000,000	20, 000, 000	
相紛	语特算課税分贈与財					
債務	・葬式費用	6,000,000	6,000,000			
純資	· 產価額	115, 000, 000	53, 000, 000	42,000,000	20, 000, 000	
暦年	課税分贈与財産価額					
課務	近価額	115, 000, 000	53, 000, 000	42, 000, 000	20, 000, 000	
法定	相続人数	3				
基碳	控除額	48, 000, 000				
相紛	税の総額	8, 549, 800				
_	あん分割合		0. 46086957	0. 36521739	0. 17391304	
般		1.00000000	0. 46100000	0.36500000	0.17400000	
		あん分割合調整				_
	算出税額	8, 549, 799	3, 941, 457	3, 120, 677	1, 487, 665	
納移	猶予の算出税額					
税額	〔の2割加算金額					
	曆年課税分贈与税額					
税	配偶者税額軽減					
額	未成年者控除額					
控	障害者控除額					
除	相次相続控除額					
	外国税額控除額					
	計					
差引	税額	8, 549, 799	3, 941, 457	3, 120, 677	1, 487, 665	
相紛	语時精算課税分贈与税					
小計	-	8, 549, 600	3, 941, 400	3, 120, 600	1, 487, 600	
農地等納税猶予税額						
株式	株式等納税猶予税額					
山材	等納税猶予税額					
納付	すべき税額	8, 549, 600	3, 941, 400	3, 120, 600	1, 487, 600	
還付	される税額					

あん分割合を 入力すること ができます。

STEP3 相続人の納付税額の計算

相続税の総額を、各相続人の実際の分割割合に応じて按分計算します。

長男 854.98 万円×5,300 万円÷11,500 万円=394.14 万円 次男 854.98 万円×4,200 万円÷11,500 万円=312.06 万円 長女 854.98 万円×2,000 万円÷11,500 万円=148.76 万円

各相続人の納付税額は下記のようになります。

長男の納税額 = 3,941,400 円 次男の納税額 = 3,120,600 円 長女の納税額 = 1,487,600 円

■ 相続税シミュレーションの比較表

相続税額の比較表

11						
	一時払いの終身保険を掛け	一時払いの終身保険を掛け				
	ない場合	た場合				
相続税額	10,799,600 円	8,549,600 円				

一時払いの終身保険を掛けない場合と、一時払いの終身保険を掛けた場合では、納付する相続税が 2,250,000 円ほど違ってきます。

この相続税シミュレーションの結果により減少する相続税と現金2,000万円を他の金融資産で運用した場合の利回りによる利益金額とを比較することになります。

○ 生命保険金の課税関係について

交通事故や病気などで被保険者が死亡し、保険金受取人が死亡保険金を受け取った場合には、保険料の負担者、保険金受取人、被保険者がだれであるかにより、所得税、相続税、贈与税のいずれかの課税の対象になります。

保険料の負担者	被保険者	保険金受取人	税金の種類
В	A	В	所得税
A	A	В	相続税
В	A	С	贈与税

※ 被保険者 A が死亡したものとする。

相続税が課税されるのは、死亡した被保険者と保険料の負担者が同一人の場合です。

受取人が被保険者の相続人であるときは、相続により取得したものとみなされ、相続人以外の者が受取人であるときは遺贈により取得したものとみなされます。

生命保険金による相続税の非課税は「500万円×法定相続人の数」ですが、相続財産が多額の場合は節税効果も少なくなります。

このような場合は、生命保険金を相続財産とはせずに所得税の一時所得とすることで、相続税の非課税を利用するより税金の支払いを少なくすることができます。

(一時所得は50万円の特別控除を控除してから、給与所得など他の所得と合算する前に半分にします。)

生命保険金を一時所得とするには子供が生命保険料を支払っている必要がありますが、子供が毎年支払う生命保険料を親から子供へ贈与することもできます。

■ シェアウェア版システムについて

Soft-j.com は Excel と VBA を利用して会計処理、給与計算、年末調整の日常業務と所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、財産評価の税金計算を効率化するシステムをインターネットで公開しています。

http://www.soft-j.com

システム名	システムの機能
VBA 相続税申告書	相続財産、債務、税額控除から相続税申告書の第1表から第15表を作成します。
VBA 財産評価・土地	相続または贈与を受けた土地、山林、動産の財産評価明細書を作成します。
VBA 財産評価・株式	相続または贈与を受けた株式、預貯金、権利の財産評価明細書を作成します。

相続税と財産評価のシェアウェア版システムは、公認会計士、税理士および司法書士の方の専門家用システムとして公開しています。このため、相続税と財産評価についての詳しいヘルプやデータの入力方法のフローチャートは準備していません。

相続税と財産評価についての基礎的な知識と最新の情報は、国税庁ホームページなどを参考にしてください。